維新の会の光本圭佑でございます。
第 20 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。
今回は、4 点、
「市営武庫 3 住宅第 2 期(宮ノ北住宅)建替事業の実施について」
「子宮頸がん検診について」
「高齢者の運転免許自主返納について」
「市長の政治姿勢について」
です。
それでは、早速質問に入ります。

(1. 市営武庫 3 住宅第 2 期(宮ノ北住宅)建替事業の実施について)
市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅(以下「市営武庫 3 住宅」という。)については、平成 24 年 12 月に策定された「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」に基づき、その第 1 期事業として、時友住宅の建替と市営武庫 3 住宅の移転先住宅として蓬川第 2 住宅の建設が、民間のノウハウや創意工夫などを活用する PFI の手法により実施されました。この第 1 期事業に引き続き、第 2 期事業として宮ノ北住宅の建替事業を PFI の手法により実施されます。

まず、今回の質問は第 2 期事業である宮ノ北住宅の建替事業に反対という立場での質問ではありません。
あくまでも、現在本市が計画している第 2 期事業の中の余剰地の活用方法について、原案には疑問を感じるので、そこを質問させていただきます。

まず、平成 28 年 5 月 30 日に、第 3 回都市計画審議会が開催されました。
この中で、議案第 2 号「阪神間都市計画公園の変更」についての議案が出され、宮の北公園の面積及び区域を変更することが可決されました。
都市計画審議会では余剰地の活用方法案等が可決されたのではなく、あくまでも宮の北公園の面積及び区域を変更することだけが可決されました。

そして、第 2 期事業である宮ノ北住宅の建替事業の契約については、平成 28 年 9 月定例会の議案第 115 号で可決されました。我が会派の維新の会も賛成しました。
参考資料①をご覧ください。
議案第 115 号を改めて確認しますと、事業契約の内容は事業概要として①～⑤の 5 点

についてだと明記されています。

Q1.そこでお尋ねします。
9 月の定例会で議案第 115 号は可決され、維新の会も賛成しましたが、これは議案に記載されている 5 つの事業内容が可決されただけであり、余剰地の活用方法案が可決されたわけではないという理解でよろしいでしょうか。また、余剰地の活用方法案はいつ・どこで・誰が決定するのでしょうか。併せてご見解をお聞かせください。

(2. 子宮頸がん検診について)
近年、20～30 代の若い世代の女性に子宮頸がんが増えています。2013 年の OECD Health Data で子宮頸がんの検診受診率を見てみると、アメリカは 85.0%。一方、日本は 37.7%とかなり低いのが現状です。
本市では、平成 26・27 年度は無料クーポン券を発行していたにも関わらず、平成 26 年度の 20 歳代受診率が 22.5%、30 歳代が 29.6%、平成 27 年度は 20 歳代受診率が 19.5%、30 歳代が 20.6%でした。

検診を受けないのは、実は癌が見つかったら怖
いから。そんな声もよく聞かれます。しかし、子宮頸がんの検診は、がんになる前段階で発見できるメリットがあります。これは他の検診にはない大きな特長です。
また、最近では子宮頸がん検診と同時に「HPV(ヒトパピローマウィルス)併用検診」という検査を行うことによって、がんになる可能性のある細胞の発見率が高まっています。

子宮頸がん検診の目的は、「前がん状態（異形成）」を見つけることです。「前がん状態」とは、細胞が変化を起こした状態で、そのごく一部が子宮頸がんに進行します。
細胞診はがんの発見にはとても有効な検査方法ですが、技術的な限界があり、前がん状態では 2～3 割の見落としがあります。そのため確実に前がん状態を発見するには、細胞診と HPV 検査を同時に受診することが有効です。細胞診と HPV 検査を同時に行えば、子宮頸がんだけでなく、がんになる前の状態（前がん状態、異形成）をほぼ 100%発見することが可能になります。
また、細胞診と HPV 検査を併用することで発見率が高くなることにより、異常がなければ検診の間隔をあけられるのもメリットといえます。現在、厚生労働省では 20 歳以上の女性に、細胞診で 2 年に 1 回の定期検診を推奨していますが、日本産婦人科学会では細胞診と HPV 検査を併用すれば検診の間隔を 3 年に 1 回に延ばせるとしています。
ちなみにアメリカでは、細胞診と HPV 検査を併用すれば検診の間隔を 5 年間隔、オランダでは 7 年間隔にすることができると推奨しています。

この「HPV(ヒトパピローマウィルス)併用検診」を平成 19 年度から先駆けてスタートさせたのが出雲市です。
出雲市では市が費用の 80%を負担し、この HPV 併用検診を行ったことで、それまでの細胞診のみと比べて約 2.34 倍もの「前がん状態」を発見できており、20～30 代の若年齢層の子宮頸がん検診も 100%に近い実績を上げています。
また、細胞診と HPV 検査を併用することで次の検診が 3 年後になり、それまで 1～2 年毎に検診を受診してきた方からすれば、精神的にも金銭的にも時間的にも負担軽減に繋がり、QOL の向上にも繋がっているとのことです。

さらに、市が費用の 80%を負担していますが、それまで 1～2 年毎に検診を行ってきたものが細胞診と HPV 検査を併用することで次の検診が 3 年後になるため、歳出面でほぼ変わらないようです。

Q2.そこでお尋ねします。
本市でも HPV 併用検診を実施するべきだと思いますが、実施するにあたりハードルとなるものは何があるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(3. 高齢者の運転免許自主返納について)
高齢者の運転者による自動車事故が相次いでいます。
10 月 28 日は神奈川県横浜市で 87 歳の男性が運転する軽トラックが、小学生の集団登校の列に突っ込む事故が発生。11 月 12 日には東京都立川市の病院の駐車場でも、83 歳の女性が運転する乗用車が男女 2 人を死亡させる事故が起きました。
日本各地で起こっている高齢者の運転による事故の原因は、ブレーキを踏むタイミングが遅くて間に合わなかったり、アクセルとブレーキを踏み間違えるなどの若者であればまず起きないであろう事例が多いです。高齢による判断力や運転能力の衰えによるものであるので、そもそも過失とは言い難い部分があります。また、認知症によることが原因の事故も多く、運転者の過失を判断しにくい状態にあります。

参考資料④をご覧ください。
「昔はあまり高齢者による交通事故のニュースを聞かなかったが、ここ最近は一気に増えたように思う」という声をよく聞きますが、グラフを見ていただければ一目瞭然です。その原因としてあげられる一つの理由は「75 歳以上の免許保有者が増えたこと」によるものだと言われています。
参考資料④のグラフでも分かるように、平成 17 年と平成 27 年で比較した時に、約倍以上の 75 歳以上の免許保有者が増加していることが分かります。
また、80 歳以上の免許保有者数と比率をグラフで見ても、すごい勢いで 80 歳以上の方が免許を持っていることが分かります。75 歳の状態よりも急な勢いで増えていることが分かります。全保有者数の比率を見ても約 2.5%。つまり、運転免許を持っている全年齢の 100 人に 2 人が 80 歳以上ということになります。

尼崎市内を見ると、参考資料⑤をご覧ください。
本市では 65 歳以上の高齢者が第 1 当事者になる自動車交通事故が 260 件を超えており、平成 27 年度は 1.38 日に 1 件の割合で事故が起こっています。

Q3.そこでお尋ねします。
本市内でも高齢者による自動車での交通事故が年間 260 件を超える中、これまでどのような対策や、兵庫県警との連携がなされてきたのでしょうか。

（一問一答　Q1－1）
余剰地の有効活用案を考えて行く中で、現在市営住宅にお住まいの方々だけではなく、宮ノ北住宅の建替に伴って様々な影響が出る周辺住民や事業者の意見や要望を把握する必要があると思います。

しかしながら、周辺の方々の中でも一番影響が出るであろうと予想され、そして悪い影響が決して出てはいけない「むこっこ北保育園」に住宅政策部住宅整備担当者が説明に行ったのは昨年の 12 月 17 日でした。
さらに、その説明の中で、もし意見があるなら 12 月 21 日までにパブリックコメントを出すようにと保育園側に担当者が伝え、保育園は慌ててパブリックコメントを提出しています。

大切な子どもを育てる場である保育園に対して、今回の事業を進めるにあたり悪い影響が出ることは絶対に避けるべきです。そのためにも平成 24 年 12 月に「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」が策定された時点で、建替事業について説明と意見聴取を保育園側にするべきだったはずです。

Q1－1 そこでお尋ねします。
「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」自体は平成 24 年 12 月に策定されているにも関わらず、なぜむこっこ北保育園への説明が平成 26 年 12 月 17 日になったのでしょうか。また、宮ノ北住宅の周辺住民・事業者への説明や意見聴取の手順は適切だと評価しているのでしょうか。併せてご見解をお聞かせください。

(一問一答　Q1－2)
今年の 1 月 18 日と 24 日に宮ノ北地区で住宅整備課と公園課が説明会を開催しています。
この説明会の中で「余剰地は民間には売却しない」という説明を聞いたという住民の方もいます。

また、地元地域では「毎回市の言うことが変わるので、地元の役員の方々も周りの皆さんに毎回変更点を説明していない」という声もよく聞きます。

こういうこともあってか、地元地域の方々からすると「勝手に決められ、進められている」という感覚だけが残っているようです。

Q1－2 そこでお尋ねします。
今年の 1 月 18 日・24 日に宮ノ北地区での説明会で「余剰地は民間に売却しない」という説明があったのでしょうか。また、それ以降に説明した内容に変更が生じているのであれば、改めて説明会を開催して丁寧に進めているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答　Q1－3)
むこっこ北保育園は、平成 28 年 4 月 15 日に宮の北公園の変更案の縦覧に行っています。そして、4 月 18 日に公園課に意見書を提出しています。
その後、平成 28 年 5 月 30 日の第 3 回都市計画審議会で市案が可決され、市 HP にも「意見書の要旨と市の考え方」がアップされてはいますが、直接保育園側に回答や説明は現時点でも一切ないと聞いています。
また、第 3 回都市計画審議会の中では、市案やむこっこ北保育園案を含む 5 案の評価や課題等が記載された「宮の北公園配置案の比較検討資料」が配布されていますが、この資料の説明はおろか、存在すら保育園側は知りませんでした。

Q1－3 そこでお尋ねします。
多くの子どもが通い、これから先も多くの尼っこを育てる保育園に対して、丁寧さに欠ける進め方だと私は感じています。このような進め方に対して、市長のお考えをお聞かせください。

(一問一答　Q1－4)
参考資料②をご覧いただければお分かりだと思いますが、市案では、むこっこ北保育園の周りを戸建住宅が囲むように建てられる計画となっています。
近年、保育園や幼稚園の子どもの声による住民トラブルが全国で勃発していますが、むこっこ北保育園も、父母会の方々もそれを一番懸念しています。子ども達の声や送迎時の騒がしさだけではなく、園庭の砂埃、さらには、むこっこ北保育園伝統の「さんまパーティー」「焼きいもパーティー」「野焼き合宿」で出る煙が、戸建住宅の住民との間でトラブルに発展する可能性を心配しているのです。

戸建住宅を事業者に売却する際には、「戸建住宅購入者に販売する際に、重要事項説明書に本物件に近接して保育園があり、保育活動に伴う行動や、園児の声が日常的に発生することなどについて現地を十分に確認し了承した上で、売却契約を締結すること」といった文言を記入させることや、防音性能を一定確保した住宅を建設することを条件に売却するとは聞いています。

しかしながら、砂埃のことや煙のことなどは含まれていません。
さらに、重要事項の説明はあくまでも告知になりますので、転売する際に売る側が保育園に対して何も思っていなければ説明しないでしょうし、重要事項説明書は相手に対して一回きりのものになりますので継承はされないはずです。転売する際の仲介する不動産業者が保育園があることを説明書に記載するか否かの問題になります。

これでは、戸建住宅購入者と保育園との間でトラブルが起こらないとは言い切れません。
そもそも、戸建住宅購入者が、その重要事項説明を了承した上で、契約書に捺印したということを市がチェックできるのかどうかも不明です。

Q1－4 そこでお尋ねします。
戸建住宅販売業者と購入者が重要事項説明を了承した上で、契約を締結したかどうかを市はどのように確認するのでしょうか。また、購入者への重要事項説明は戸建住宅購入者と保育園との間でトラブルが起こらない担保になるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答　Q1－5)
このように様々な課題のある余剰地に戸建住宅を計画して土地を売却するよりも、課題のない他の余剰地に戸建住宅を計画して売却する方が高い価格で売却できると思います。

Q1－5 そこでお尋ねします。
現在の市案では様々な課題のあるむこっこ北保育園を囲むように戸建住宅が建てられる計画がされていますが、課題のない余剰地で計画すれば売却価格がどれだけ変わるか試算されているのでしょうか。教えてください。

(一問一答　Q1－6)
むこっこ北保育園が希望した案は、保育園の周りを戸建住宅が囲むのではなく、公園が囲むという案でした。
しかし、第 3 回都市計画審議会で公園の位置等が可決されてしまいました。そこで、公園の位置は市案のままとし、むこっこ北保育園の周りの余剰地を戸建住宅ではなく、高齢者支援施設や生活利便施設を持ってきてはどうかという一例が父兄会からも上がっています。

一方で、当局からこのエリアは埋蔵文化財包蔵地に指定されており、掘削に規制がかかる上に 60cm 以上掘削を行うのであれば調査をする必要があると聞いています。
高齢者支援施設や生活利便施設だとその調査が必要になると聞いています。

Q1－6 そこでお尋ねします。
既存の市営住宅を解体する際に掘削作業は行わないのでしょうか。
また、参考資料③にありますように本市ＨＰでは「団地造成のため消滅」と明記されており、なぜそのエリアが埋蔵文化財包蔵地に指定され、掘削の際には調査が必要ということになるのでしょうか。併せてご見解をお聞かせください。

（一問一答　Q1－7）
市案ではむこっこ北保育園の北側の前面道路に 6m幅の道路が計画されていますが、この計画に歩道はありません。
現在、この北側には市営住宅の敷地内道路もあり、それが歩道のような役割を果たしています。
しかし、当局は「戸建住宅に変わると駐車台数も減り、交通量も減るので、新たな歩道の整備は不要」と主張されています。
私が理解できないのは、駐車台数も交通量も減るのであれば、なおさら車にではなく歩行者に優しい道路にするべきではないでしょうか。
ましてや、保育園の前の道路です。多くの子ども達が通園のため通るのです。また安心・安全を感じられるまちづくりを掲げ、ファミリー世帯が転入したくなるまちづくりを目指しているのではないのでしょうか。
これから新たに道路を作っていく中で、保育園の前の道路に歩道を作らないというのは、目指しているまちに逆行しているのではないでしょうか。

Q1－7 そこでお尋ねします。
むこっこ北保育園も 6m幅の道路にプラスして歩道が作られることを望んでいます。現在の市案に新たに歩道を作るにあたって、何が問題であり、何が障壁となっているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答　Q1－8)
むこっこ北保育園を囲む余剰地の有効活用案について、縷々質疑を行ってまいりました。父母会のお母様方も市 HP にあるまちづくり提案箱にメールを送り、この問題に取り組んできました。
その父母会の方々から「市民の皆さまよりいただいたご意見等につきましては、市長が目を通し、関係部署よりご回答させていただきますとありましたが、本当に目を通してくださっているのでしょうか。読んでくださっているのなら、尼崎市のトップである市長の声を、考えを、回答を直接聞かせて欲しい」という声が上がっています。

私がお話を聞いた方々は市長と同世代であり、同じ子を持つ母親でした。

Q1－8 そこで市長にお尋ねします。
むこっこ北保育園を囲む余剰地の有効活用案について、縷々質疑を行ってまいりましたが、この問題についての市長のご見解をお聞かせください。

(一問一答　Q3－1)
高齢者の運転者による自動車事故が全国で相次いでいる中、高齢者の運転免許自主返納が注目されています。
兵庫県警の HP を見ますと、
「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」では、運転免許を自主的に返納して、運転経歴証明書の交付を受けた県内居住の 65 歳以上の高齢者の方を対象に
・公共交通機関の運賃割引
・温泉宿泊施設の割引
・商品等の割引
等を行っています。
と掲載されています。

その特典を一部抜粋しましたので、参考資料⑥をご覧ください。

この特典に目を付けたのが明石市です。
明石市では、「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」に加入している事業者が少ないため特典に幅がなく、自主返納しても市民にうまみや恩恵が少ないということから、市独自で 5 千円分の商品券などの特典を設けた取り組みを行いました。
当初は 300 名を見込んでいたところ 2 週間で達成されたため、6 月に補正予算を組み 1000 名まで対応可能とし、9 月末時点で 750 名が自主返納をして特典を申し込んでいるとのことです。
明石市の取組みで面白いのは、自主返納をした本人だけではなく、返納を進めた親族 1 人にも、例えば中学生以上であれば 1000 円分の QUO カードを、小学生以下であれば 3000 円の子ども商品券を進呈しているようで、子や孫の存在が自主返納に繋がっているようです。

近年、高齢者による自動車事故で通学中の小学生が巻き込まれるなどのニュースが全国で相次いでいますが、高齢者の運転免許自主返納をサポートし促進させることが、本市が掲げる 4 つのありたいまちの 1 つ「健康、安全・安心を実感できるまち」にも繋がると思います。
また、高齢者の運転免許自主返納は事故に遭った本人やその家族を守るだけではなく、事故を起こした当事者やその家族を守ることにも繋がると思います。

Q3－1.そこでお尋ねします。
明石市が独自に行った「高齢者の運転免許自主返納」の取組みに習い、本市でも独自の取組みを実施するべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

参考資料①

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

＜平成２８年９月定例会＞

種　別	その他	番　号	議案第１１５号	所　管	住宅整備担当
件　名	事業契約について（市営武庫３住宅第２期（宮ノ北住宅）建替事業）				

内　　容

1　事業手法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業（ＰＦＩ事業）

2　これまでの経緯

平成２７年	８月１８日	市営武庫３住宅第２期建替事業ＰＦＩ事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）第１回開催
	１０月　１日	実施方針、要求水準書（案）の公表
	１０月２３日	第２回選定委員会開催
	１２月１６日	債務負担行為の議決
平成２８年	１月　８日	入札公告 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準等の公表
	４月１４日	提案書の受付（１グループ）
	４月１５日	入札
	５月２３日	第３回選定委員会開催
	６月　３日	第４回選定委員会開催
	６月１３日	第５回選定委員会開催

6　事業概要

① 既存の市営宮ノ北住宅（９８７戸）の解体工事
② 市営宮ノ北住宅（５７０戸　８階建　３棟）の建設
③ 道路、公園等の関連する公共施設の整備
④ 上記①から③に係る設計・調査業務及び工事監理業務
⑤ 入居者移転支援業務（仮移転、本移転）

参考資料②

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

【全体配置図】注意：この図は、イメージ図であり、今後変更する場合があります。

参考資料③

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

尼崎の埋蔵文化財

遺跡分布地図

遺跡の範囲をクリックすると、遺跡の情報を表示します。

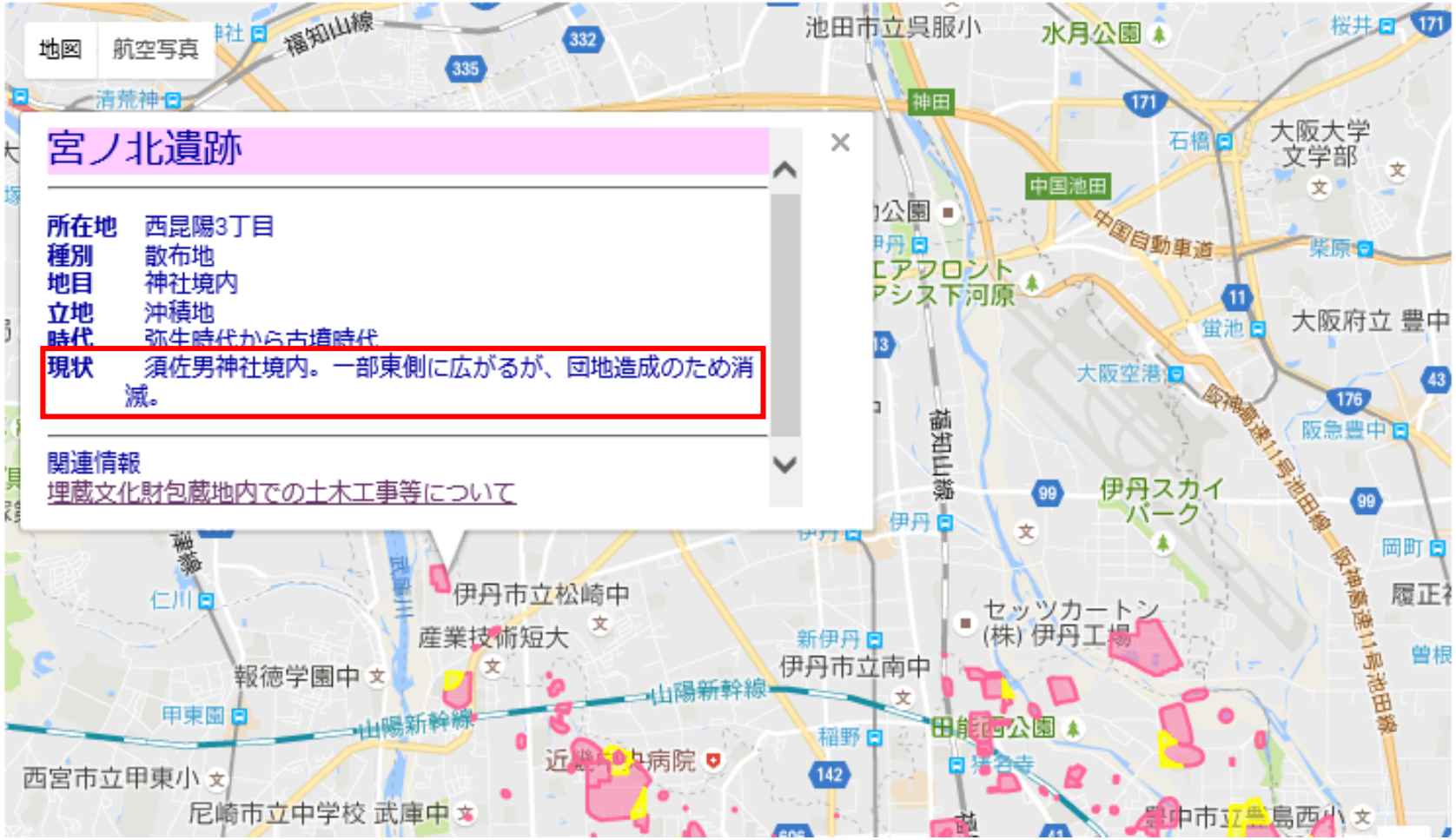

参考資料④

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

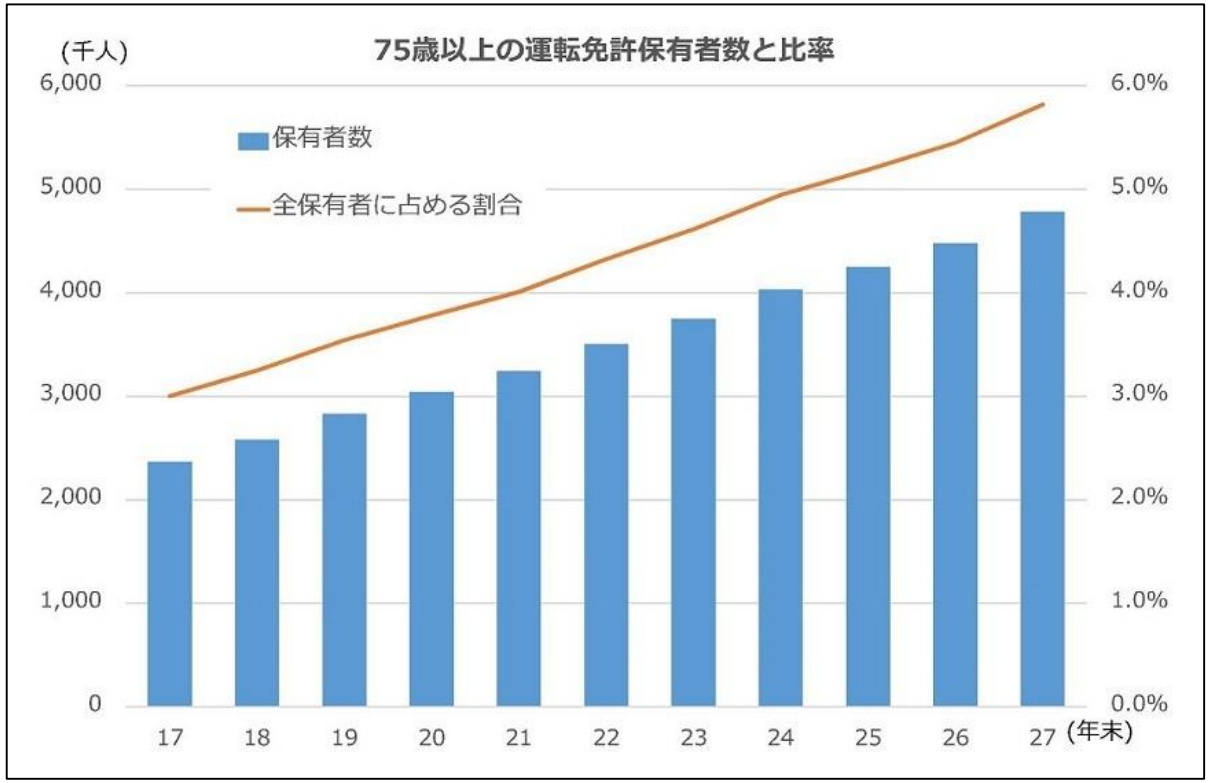

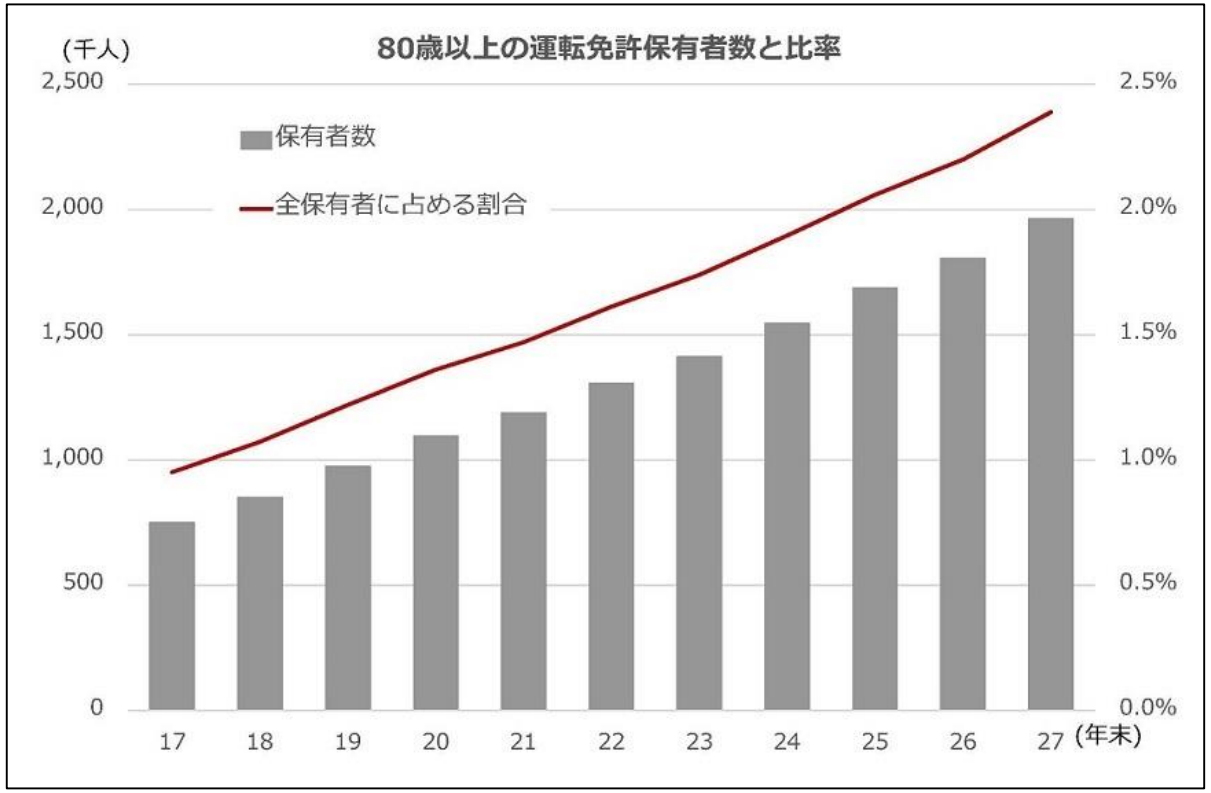

出典：www.toushin-1.jp

参考資料⑤

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

尼崎市内3警察署の1当自動車運転中の高齢者の人身事故件数

		合計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
合計		1,299	598	415	201	85	20
	尼崎南	441	224	129	59	21	8
	尼崎東	408	179	130	73	21	5
	尼崎北	450	195	156	69	23	7
H23		259	120	78	45	13	3
	尼崎南	94	49	26	11	7	1
	尼崎東	74	27	25	19	2	1
	尼崎北	91	44	27	15	4	1
H24		245	123	79	25	14	4
	尼崎南	79	45	21	10	3	0
	尼崎東	82	43	28	7	4	0
	尼崎北	84	35	30	8	7	4
H25		262	129	80	36	13	4
	尼崎南	82	47	22	5	4	4
	尼崎東	86	38	30	17	3	0
	尼崎北	92	44	28	14	6	0
H26		269	120	87	46	10	6
	尼崎南	98	47	27	19	3	2
	尼崎東	82	38	24	14	5	3
	尼崎北	89	37	36	13	2	1
H27		264	106	91	49	15	3
	尼崎南	88	36	33	14	4	1
	尼崎東	82	35	23	16	7	1
	尼崎北	94	35	35	19	4	1

※高速・自動車専用道路は除く

※1当＝第1当事者＝過失割合の高い方

参考資料⑥

運転経歴証明書を提示して受けられる特典の一覧(一部抜粋)

第20回定例会　参考資料
維新の会　光本圭佑

○ バス乗車運賃割引

加盟企業・団体	特典内容	電話番号
神姫バス株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。） （高速バス、定期観光バスを除く。）	(079)223-1343
神姫ゾーンバス株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。）	(078)994-2831
株式会社ウエスト神姫	路線バス半額（現金での利用に限る。） （高速バスを除く。）	(0791)22-5180
神姫グリーンバス株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。）	(0790)32-1021
全但バス株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。） (高速バス・一部コミュニティバスを除く。)	(079)662-2131
淡路交通株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。） (高速バス及び有料道路区間に係る利用は除く。)	(0799)22-3121
阪神バス株式会社	路線バス半額（現金での利用に限る。）	(06)6416-1351
みなと観光バス株式会社（神戸市）	路線バス半額（現金での利用に限る。）	(078)845-3710

メガネの三城　(078)241-1001

県内96店舗において、全品5％割引

ドミノ・ピザ　0120-838-204

全購入金額から10％割引

アシックスウォーキングショップ 歩人館（ほじんかん）　(06)6496-5771

全購入金額から15％割引

写真スタジオ「フォトハウス」（尼崎市）　(06)6435-1350

生前遺影写真「永遠（とわ）」の撮影料10％割引　又は、出張撮影料5,000円のところ半額

武庫川自動車学園（尼崎市）　(06)6431-5267

四輪車教習料金5,000円引き・二輪車教習料金3,000円引き
※仮免許保有料（四輪）、審査料（四輪・二輪）は除く。
※割引対象は提示されたご本人様の3親等以内の親族。
※他の割引特典等との併用不可

○ タクシー乗車運賃割引

	加盟企業・団体	特典内容	電話番号
神戸	明和タクシー株式会社 （神戸市兵庫区）	タクシー乗車運賃の1割引	(078)577-1800
阪神	氷上交通株式会社（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)82-6644
	柏原神姫タクシー株式会社（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)72-0403
	青垣タクシー有限会社（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)87-0291
	八千代タクシー株式会社（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)82-1011
	有限会社氷上観光タクシー（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)82-0449
	播丹交通株式会社（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(0795)77-0175
	介護タクシー「猫の手」（丹波市）	タクシー乗車運賃の1割引	(080)5701-0299

神戸メリケンパークオリエンタルホテル・宿泊予約　(078)325－8111　(9:00～22:00)

宿泊料金割引
- 平日、休日宿泊　正規料金から30％割引
- 土曜日、休前日宿泊　正規料金から15％割引

※ GW期間、お盆期間、花火大会開催日、シルバーウィーク、クリスマス、年末年始等の割引除外日がありますので、ご利用の際はホテルスタッフに直接お問合わせください。
※ 他の特典や割引等の併用はいたしかねます。
※ 割引対象は提示されたご本人様を含む1グループまで。

レストラン関係はこちら

万葉倶楽部　神戸ハーバーランド　(078)371-4126

入館料 平日2,300円→1,900円、土曜・休日2,300円→2,100円　　1人の提示で5人まで優遇

六甲スカイヴィラ　(078)891-0140

平日宿泊（1泊2食付）10％割引　土・日・祝前日（1泊2食付）5％割引
但し、GW期間中、お盆期間中、年末・年始を除く。

メーブル有馬　(078)903-5000

平日宿泊（1泊2食付）10％割引　土・日・祝前日（1泊2食付）5％割引
但し、GW期間中、お盆期間中、年末・年始を除く。

有馬グランドホテル　(078)904-0181

日帰り入浴金券セット・館内利用金券500円分を追加進呈